

広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和六年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十一号

広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	別表(第二条関係)	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
	大麻草の栽培に関する法律	第五項の規	大麻草採取栽培者免許申請手数料	(略)		大麻草の栽培に関する法律	第五項の規	大麻草採取栽培者免許申請手数料	(略)
	昭和二十三年法律第二十三号	第三項の規	大麻草採取栽培者登録変更手数料	(略)		昭和二十三年法律第二十三号	第三項の規	大麻草採取栽培者登録変更手数料	(略)
	昭和二十三年法律第二十四号	第三項の規	大麻草採取栽培者免許証の再交付手数料	(略)		昭和二十三年法律第二十四号	第三項の規	大麻草採取栽培者免許証の再交付手数料	(略)

(広島県港湾施設管理条例の一部改正)

第二条 広島県港湾施設管理条例(昭和二十八年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第二(第五条関係) 広島県港湾施設使用料(通常使用による場合)	別表第二(第五条関係) 広島県港湾施設使用料(通常使用による場合)

二 第二条の規定 令和六年九月一日

三 第一条及び附則第二項の規定 大麻取締法及び麻葉及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）附則第一条本文に規定する政令で定める日

（経過措置）

2 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前的大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下「改正前大麻法」という。）第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者の免許の有効期間内において、これらの者が前項第三号に定める日以後に改正前大麻法第十条第五項の規定による大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第六項の規定による大麻取扱者免許証の再交付のために納付すべき手数料については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の広島県手数料条例別表大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号。以下この項において「法」という。）の項の規定の施行前に、改正法附則第六条の規定に基づき改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定の例により行われる免許の申請に対する審査については、一件につき六千七百円の手数料を徴収する。